

指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援及び指定障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1・2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	2
6. 職員の職務内容	2
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3・4
8. サービスの利用に関する留意事項	4
9. 利用者等の記録や情報の管理、開示について	4・5
10. 損害賠償保険への加入	5
11. 苦情等の受付について	5・6
12. 虐待の防止について	6
◆ 重要事項説明及びサービス提供開始の同意	6
◆ 個人情報使用同意書	7

社会福祉法人 函館カトリック社会福祉協会
うみのほし子ども相談室

当事業所は指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を受けています。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 函館カトリック社会福祉協会
法人所在地	〒040-0022 北海道函館市日乃出町27番3号
電話番号	0138-56-1541
代表者氏名	理事長 林 敏雄
設立年月	1964年3月4日(昭和39年)

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所 2015年3月1日指定(平成27年) 指定障害児相談支援事業所 2015年3月1日指定(平成27年)
事業の目的	函館カトリック社会福祉協会(以下「事業者」という。)が設置する、うみのほし子ども相談室(以下「事業所」という。)において実施する指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業(以下「指定計画相談支援事業等」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定計画相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障害児及び障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援(以下「指定計画相談支援等」という。)の提供を確保することを目的とする。
事業所の名称	うみのほし子ども相談室
事業所の所在地	〒040-0022 北海道函館市日乃出町27番3号 児童発達支援センターうみのほし内
電話番号	0138-56-1541
FAX番号	0138-56-6041
管理者氏名	森川 敦子(園長)(兼任)
事業所の運営方針について	<p>1 事業所は、利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。</p> <p>2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。</p> <p>3 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。</p> <p>4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第28号)並びに「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第29号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定計画相談支援等を実施するものとする。</p>

開設年月	2015年3月1日(平成27年)
事業所が行なっている他の事業	児童発達支援：2012年4月1日指定 渡保社 第142号(平成24年) 保育所等訪問支援：2013年8月1日指定 渡保社 第1607号(平成25年)

3. 事業実施地域

通常事業実施地域	函館市(旧 戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町を除く)
----------	-----------------------------

4. 営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。ただし、児童発達支援センターうみのほしの休園日を除く。
受付時間	午前9時から午後2時までとする。但し、必要に応じて延長することがある。
サービス提供時間帯	午前9時から午後2時までとする。但し、必要に応じて延長することがある。

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
管理者	1名(兼務)			1名
相談支援専門員	4名(専従1名・兼務3名)			1名

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援等を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	常勤1名(兼務) 管理者は、職員の管理、指定計画相談支援等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
相談支援専門員	常勤4名(専従1名・兼務3名) 相談支援専門員は、地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談に関する業務及びサービス等利用計画及び障害児支援利用計画(以下「利用計画」という。)の作成に関する次の業務を行う。 (ア) アセスメントを実施すること。 (イ) 利用計画書を作成すること。 (ウ) 利用計画書を利用者等に交付すること。 (エ) モニタリングを実施すること。 (オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。 (カ) その他必要な相談及び援助をすること。

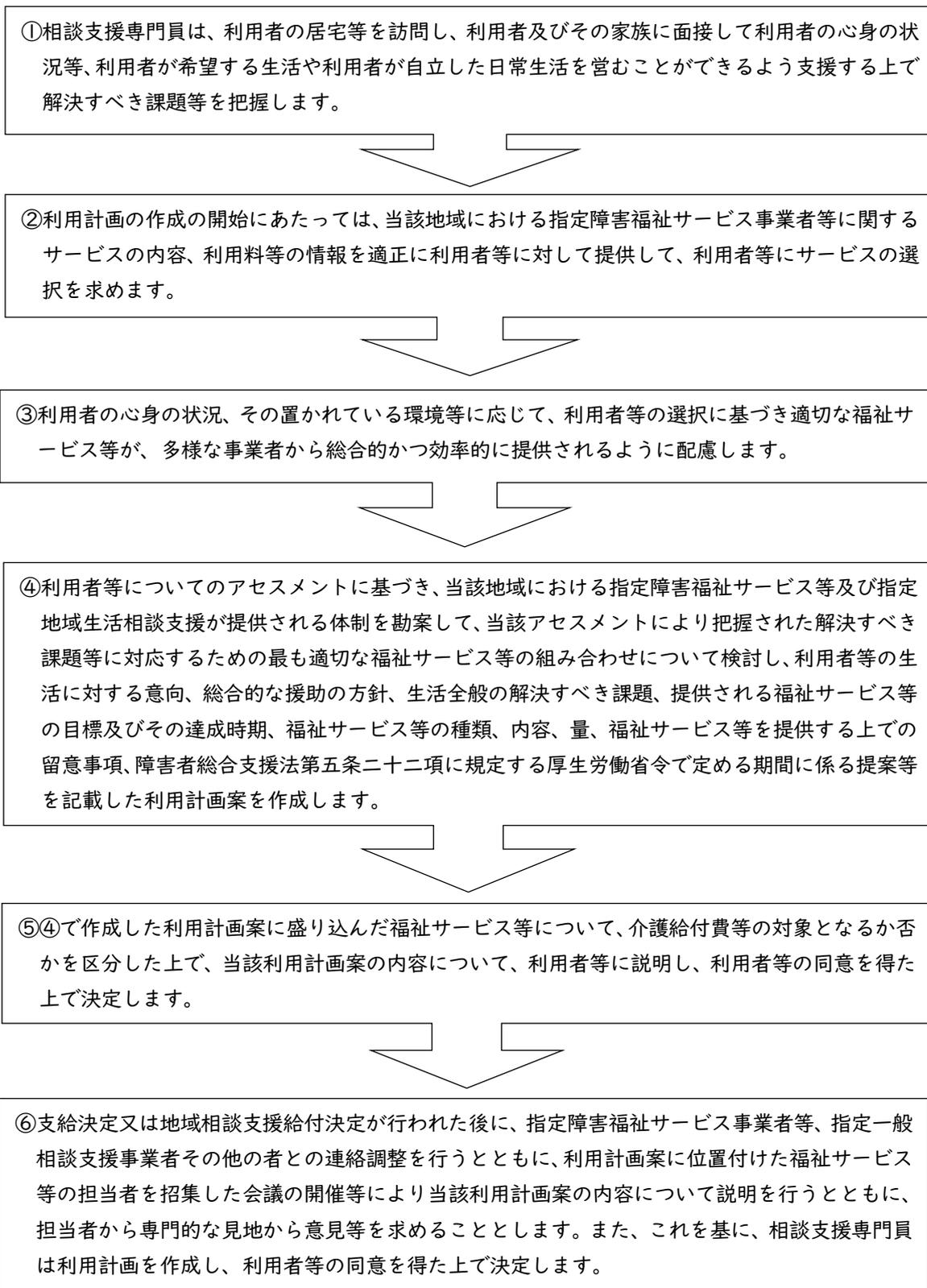
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容（利用契約書 第3条～6条 参照）

①利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、利用計画を作成します。

<利用計画の作成の流れ>



②利用計画作成後の便宜の供与

- ・利用計画作成後、利用計画の実施状況の把握及び利用者等についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・モニタリングに当たっては、利用者等、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③利用計画の変更

利用者等が利用計画の変更を希望した場合、または事業者が利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者等双方の合意に基づき、利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介等可能な支援を行います。

(2) 利用料金（利用契約書 第7条 参照）

①サービス利用料金

指定計画相談支援等サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費を受領する場合（法定代理受領）は、利用者等の自己負担はありません。

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、1 kmごとに40円をいただきます。

③利用料金のお支払い方法

前記②の費用は、その都度ご請求しますので窓口でお支払い下さい。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者の説明とともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者等から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

9. 利用者等の記録や情報の管理、開示について（利用契約書 第9条4項 参照）

本事業所では、関係法令（及び、社会福祉法人 函館カトリック社会福祉協会 個人情報保護規定）に基づいて、利用者等の記録や情報を適切に管理し、利用者等の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定計画相談支援等サービスを提供した日から5年間です。

※本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 利用契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者等に関する区市町村への通知に係る記録
- (11) 利用者等からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

閲覧・複写の受付	午前9時～午後2時まで。 但し「児童発達支援センターうみのほし」の休園日を除く。
----------	---

10. 損害賠償保険への加入（利用契約書 第10条 参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ 同和損害保険株式会社
保 険 名	障害者施設総合保障制度
補償の概要	対人・対物賠償、事故対応費用、人格権侵害、治療費、見舞費用等

11. 苦情等の受付について（利用契約書 第15条 参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口担当者 児童発達支援管理責任者 福岡 歌織
- 受 付 時 間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時45分
土曜日 午前8時30分～午後2時15分
但し「児童発達支援センターうみのほし」の休園日を除く
- 苦情解決責任者 管理者（園長） 森川 敦子

※苦情受付ボックスを事務所に設置しています。

※最終ページに「苦情解決の手順」があります。

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

第三者委員	安藤 信男	0138-53-5435（自宅）
	野村 俊幸	090-6261-6984（携帯）

(3) 行政機関その他苦情受付機関

函館市福祉事務所 障がい保健福祉課	所在地 〒040-8666 函館市東雲町4-13 電話番号 0138-21-3302 FAX番号 0138-27-2770
函館市福祉サービス 苦情処理委員事務局	所在地 〒040-8666 函館市東雲町4-13 函館市保健福祉部管理課 内 電話番号 0138-21-3297 FAX番号 0138-26-4090
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでの2・7 3階 北海道社会福祉協議会 内 電話番号 011-204-6310 FAX番号 011-204-6311

1.2. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定し、委員会を設置します。結果を職員に周知徹底します。

虐待防止に関する責任者	管理者 森川 敦子
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 苦情解決体制を整備しています。
(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修をしています。

以上

◆ 重要事項説明及びサービス提供開始の同意

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援サービスの提供開始に同意しました。

20 年 月 日

利用者住所 : 〒 _____

利用者氏名 : _____

通所給付決定保護者住所 : 〒 _____

通所給付決定保護者氏名 : _____

指定計画相談支援及び指定障害児相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

20 年 月 日

管理者名 : 森川 敦子

説明者名 : 職 _____ 氏名 _____

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
 - ・認定調査票、主治医意見書、障害程度区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
 - ・その他の情報
- ※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、及び識別され得るものをいいます。

20 年 月 日

うみのほし子ども相談室
管理者 森川 敦子 あて

利 用 者
<氏 名> _____

<住 所> _____

通所給付決定保護者
<氏 名> _____

<住 所> _____

苦情解決の手順

(苦情内容は権利擁護等を含む)

